

PCB廃棄物判別 フローチャート

①製造メーカー発行のPCB不含有証明があるか



有り	PCB廃棄物ではありません。
無し	可能性あり(②にすすむ)

②銘板より製造年からPCBを使用している機器に該当するか否か?の判別をしてください。



該当	高濃度PCB廃棄物
非該当	高濃度又は低濃度(③にすすむ)

③PCB絶縁油の濃度分析を行ってください。
(廃棄する際は分析票が必要です。)



否分析	分析しないと処理できません。
分析済	基準判定 (④にすすむ)

④PCB濃度は基準超えですか?以下ですか?
(判定基準:0.5mg/kg)



以下	PCB廃棄物ではありません。
超え	基準判定 (⑤にすすむ)

⑤PCB濃度は基準超えですか?以下ですか?
(判定基準:5000mg/kg)



超え	高濃度PCB廃棄物
以下	低濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物 及び **低濃度PCB廃棄物** に該当した場合、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 第8条に基づき、当該廃棄物の保管等に関する届出(以下:調査票という)が毎年義務付けられています。

PCB廃棄物ではありません
低濃度PCB廃棄物
高濃度PCB廃棄物

産業廃棄物として**受け入れ可能**。(PCB不含有証明が必要)
 産業廃棄物として**受け入れ不可**。処分業者へ**収集運搬可能**。
 産業廃棄物として**受け入れ不可**。**収集運搬も不可**。

主に含有の可能性のある物

例) 変圧器、コンデンサー、安定器等